

奈良市子ども・子育て会議 事業計画策定部会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	オオカタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	カサノ サトコ 岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	キタノ ミツ代 北岡 光代	公募委員	
4	カサノ キウ子 栗本 恭子	公募委員	
5	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	職務代理
6	カシノ ヨシカ 掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
7	ナカガワ マサミ 中川 昌美	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
8	カサノ トシヒコ 岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
9	タケノウチ ヨシトシ 竹内 義朋	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
10	カワツル ヒトミ 川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
11	ノギ アケミ 野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子育て相談課長	
12	サガ イサコ 嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
13	イハラ ノブヒロ 石原 伸浩	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
14	マツダ ヨシヒデ 松田 義秀	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

平成26年4月24日 現在

奈良市子ども・子育て会議 事業計画策定部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援事業計画の策定について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 利用希望の調査に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法第61条第3項の規定に関すること。
- (4) 前3号のほか事業計画の策定に関連して検討を要すること。

(構成)

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員及び奈良市職員並びに奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選させる前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき。
- (2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

「奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会」について

(1) 部会の設置（※「事業計画策定部会設置要領第1条」より抜粋）

奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援事業計画の策定について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(2) 部会での検討事項

- ・ニーズ調査について
- ・子ども・子育て支援事業計画について

(3) 部会開催等スケジュール（案）

4月24日（木）	第4回事業計画策定部会開催
5月下旬（予定）	第5回子ども・子育て会議開催
6月中旬（予定）	第5回事業計画策定部会開催
7月中旬（予定）	第6回 〃
7月下旬（予定）	第6回子ども・子育て会議開催
9月上旬（予定）	第7回事業計画策定部会開催
9月下旬（予定）	「奈良市子ども・子育て支援事業計画」素案確定
10月上旬（予定）	第7回子ども・子育て会議開催
10月下旬（予定）	パブリックコメント手続実施
12月上旬（予定）	第8回事業計画策定部会開催
12月中旬（予定）	第8回子ども・子育て会議開催
2月上旬（予定）	第9回事業計画策定部会開催
3月上旬（予定）	第9回子ども・子育て会議開催
3月中旬（予定）	「奈良市子ども・子育て支援事業計画」策定

教育・保育の提供区域の設定について

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成26年4月24日

1. 教育・保育の提供区域とは

子ども・子育て支援事業計画と教育・保育の提供区域について

■子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

○市町村は、国の基本指針に即して5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定する。

○子ども・子育て支援事業計画には、以下の事項を記載する。

「教育・保育提供区域ごと」の各年度の

①教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保の内容・実施時期

②地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みとその提供体制の確保の内容・実施時期

①教育・保育	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育 居宅訪問型保育、事業所内保育
②地域子ども・子育て支援事業		地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、 乳児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ など13事業



教育・保育の提供区域 = 子ども・子育て支援事業計画のうち、需給部分の基本単位
（「量の見込み」・「確保の内容」をこの区域ごとに記載）

2. 教育・保育の提供区域についての考え方

(1) 国の基本指針（案）における考え方

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域
- 教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえた区域
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本
- 実態に応じて、子どもの認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能

(2) 前回の事業計画策定部会の整理

(第3回部会でいただいたご意見)

- 提供区域について、厳密に中学校区ごとに区切ってしまうと、居住する中学校区に施設や事業がない場合の対応が困難となるので、必要に応じて中学校区を組み合わせることには賛成
- 中学校区を基本として、総合計画や介護保険等の分け方を参考にフレキシブルに提示することは良いと思う。



→ 中学校区を基本単位としてニーズの集計・分析を行い、実際の施設の配置状況や事業の実施状況、校区内の就学前人口等を勘案した上で、隣接する中学校区を組み合わせ、1つの提供区域とする

(3) 教育・保育の提供区域の設定にあたってのポイント

<ポイント1>

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可の「需給調整の判断基準」となるが、小・中学校の通学区域の性質とは異なり区域内外の利用を制限するものではない。

<ポイント2>

区域の数について、多くなり過ぎると居宅近辺での施設・事業の提供が可能となる反面、そもそも施設や事業が存在していない区域が発生したり、区域の中で不足分に対する確保策が打ち出せない可能性がある。また、区域の数が少なくなり過ぎると、柔軟な需給調整や事業の整備が可能となる一方で、居宅から移動できる範囲での施設・事業の提供ができず、ニーズに細かく対応することが難しくなる。

<ポイント3>

利用者の居宅近辺での施設・事業の提供やニーズに細かく対応することは当然重要なポイントであるが、量の見込みに対する不足分、特に保育ニーズについてはピークを迎えるとされている平成29年度末までに量の見込みに対応する整備を行うことが目指されていること、さらに本市の財政的な観点からも、各区域に柔軟に対応できるような実現可能な区域を設定する必要がある。

<ポイント4>

地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域は、認可に係る「需給調整の判断基準」という要素がある教育・保育の提供区域と異なり、さらに事業ごとでも性質や実施状況が異なることから、別途、区域を設定する必要がある。

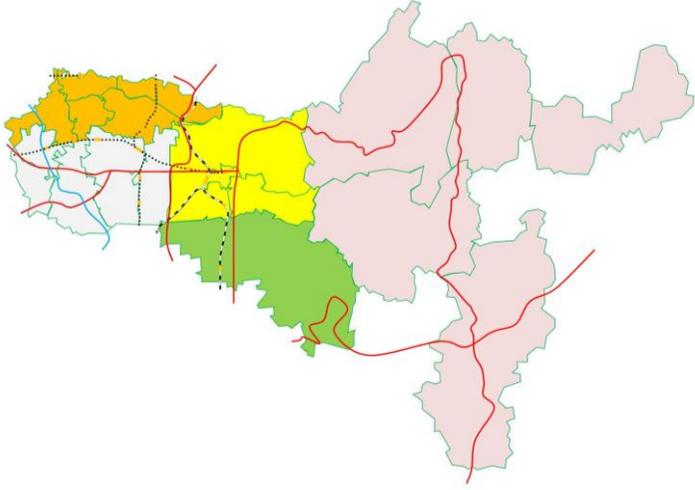
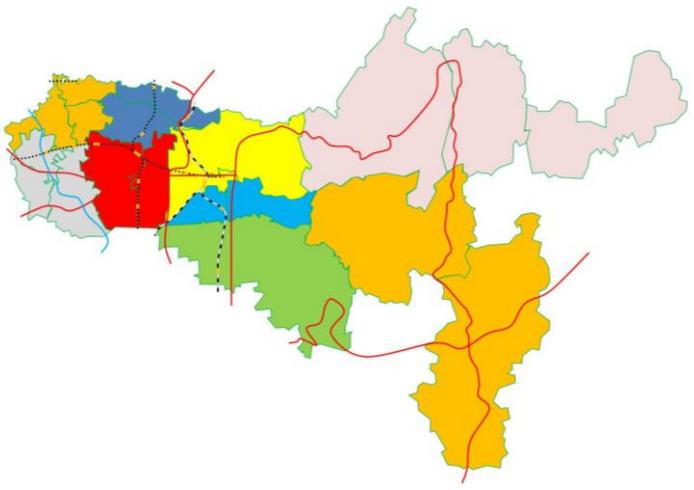


以上のポイントより、下記の視点に基づいて提供区域（案）を検討してみてはどうか

- ①各区域ごとの教育・保育施設の配置状況
- ②各区域ごとの教育・保育施設関連事業の実施状況
- ③各区域ごとの不足分に対する確保方策の実現可能性
- ④利用者の居宅からの移動の利便性

3. 教育・保育の提供区域の設定（案）

（1）区域設定（案）一覧

区域案	A 案	B 案
マップ		
区域数	5区域	9区域
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市の総合計画における7ゾーンを基本とした ・その中で、本市の幼保施設の利用状況や今後の配置状況の方向性を勘案し、西北部ゾーンと中部ゾーンを、東部月ヶ瀬、都祁ゾーンをそれぞれ組み合わせ、5つに区割り 	<ul style="list-style-type: none"> ・A案をベースとし、各区域が2つ程度の中学校区で構成されるように細分化
メリット・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・区域が広く、校区を超えた利用等、広域での調整がとりやすいほか、多様な資源の活用が期待でき需要の増減に対応しやすい ・区域内に余裕定員や事業があったとしても、居宅からの距離が遠く、利用が進まない恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに細かく対応し、地域性を反映しやすい ・これ以上細かく区域設定すると、施設や事業が存在しない区域が多数発生してしまう ・計画年度内に全ての区域で目標達成することが困難になる恐れがある

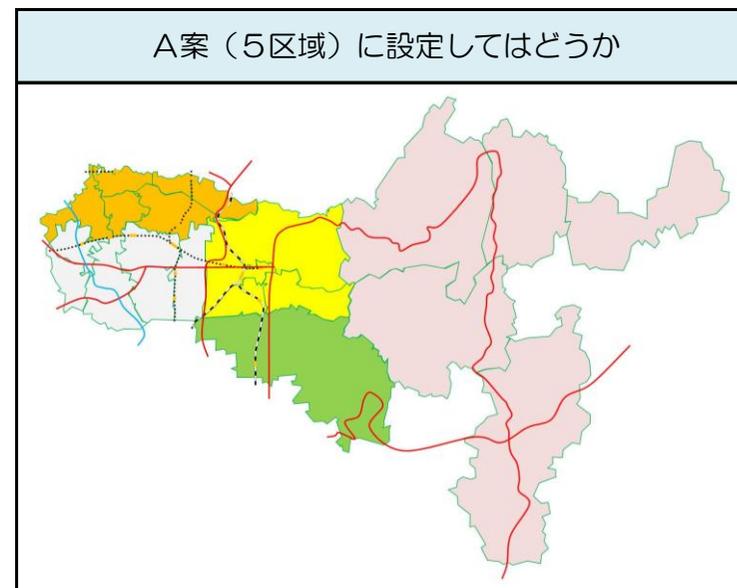
(3) 教育・保育の提供区域の事務局（案）

4 つ の 視 点	中学校区	B案	A案
①各区域ごとの教育・保育施設の配置状況	×	△	○
②各区域ごとの教育・保育施設関連事業の実施状況	×	△	△
③各区域ごとの不足分に対する確保方策の実現可能性	×	×	○
④利用者の居宅からの移動の利便性	○	○	△



4つの視点及びその他考察

- 今後、少子化が進行することを見据えた場合、一定規模の広さの区域にしておく必要があるのではないか。
- 本市の幼稚園・保育所には通園区域がなく、特に保育所は待機児童が発生するとともに保育ニーズの地域差も発生しており、今後の保育ニーズに対応するためには、一定規模の広さの区域内での調整が必要となるのではないか。
- 利用者の居宅付近に施設や事業を整備していくことは当然重要なこと。一方で、計画年度内に各区域のニーズ量に対応しようとした場合、スピード感や本市の財政面から考えると、区域の細かさ・区域数の多さがかえって”あだ”となり、各区域に対応していくことが困難になるのではないか。



4. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定（案）

分類	事業名	提供区域（案）と考え方	
教育 保育	教育・保育施設		7ページを参照
	地域型保育事業		
地域子ども ・ 子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業	中学校区の 組み合わせによる 5区域	教育・保育施設との関連性による
	一時預かり事業		教育・保育施設との密接な関連性による
	延長保育事業		教育・保育施設との密接な関連性による
	放課後児童健全育成事業		現在の事業実態（各小学校に設置）による
	ファミリー・サポート・センター事業	全市を対 象とする 1区域	現在の事業実態による
	子育て短期支援事業		不定期で広域的な利用かつ現在の事業実態（市内 に実施施設なし）による
	病児・病後児保育事業		不定期で広域的な利用かつ現在の事業実態（市内 4か所で実施）による
	養育支援訪問事業		事業の性質による
	乳児家庭全戸訪問事業		事業の性質による
	妊婦健診		事業の性質による
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		事業の性質による
	多様な主体が本制度に参集することを促進するための事業		事業の性質による
	利用者支援事業		事業の性質による

※人口は平成25年5月1日時点、園数・園児数は平成25年度実績(平成26年4月現在で休廃園中の園は除く)

区域	中学校区	人口	0~5歳	6~11歳	幼稚園		保育所		幼稚園・保育所入園者数		保育所 未入所者数	幼保に関連する地域子ども・子育て支援事業				
					市立	国私立	市立	国私立	幼稚園	保育所		合計	預かり保育	延長保育	一時預かり	病児・病後児
1	若草	21,481	683	767	佐保幼		若草保		62	82	683					
					鼓阪北幼			愛の園保	14	73		4				
						東大寺幼		佐保山保	119	278		5	●	●	●	
						奈良育英幼			55				●			
					2	2	1	2	250	433		9	2	1	1	
	三笠	39,095	1,848	1,776	大宮幼		三笠保		86	109	1,345	3	●			
					大安寺西幼		大宮保		71	213		15	●			
						いさがわ幼		こまどり保	118	150		21	●	●		
						親愛幼		佐保川保	125	189		5	●	●		
						奈良カトリック幼		新大宮駅前みどりの園保	110	79		4	●	●	●	
	奈良保育学院附属幼			95			●									
2	4	2	3	605	740	48	6	3	1							
春日	25,115	1,202	1,222	済美幼		春日保		49	211	743	20					
				大安寺幼			奈良ルーテル保	58	100		2		●			
					愛染幼		すまいる保	87	97		8	●	●			
				2	1	1	3	194	549		15		●	●		
										45	1	3	1			
飛鳥	14,378	667	729	飛鳥幼			極楽坊保	49	308	694	9		●			
					奈良教育大附属幼		みのり保	136	154		1		●			
				1	1	0	3	185	509		10	0	3	1		
区域1	100,069	4,400	4,494	7	8	4	11	1,234	2,231	3,465	112	9	10	4	2	
2	平城西	10,985	394	518	右京幼		右京保		25	211	387	6				
					神功幼		神功保		28	123		4				
	2	0	2	0	53	334	10	0	0	0						
	平城東	15,640	657	779	朱雀幼		朱雀保		33	148	307	5				
					(認)左京幼				126				●			
	2	0	1	0	159	148	5	1	0	0						
	平城	18,237	1,055	1,054	平城幼			みずほ保	97	40	271	13		●		
								あかね保		134						
	1	0	0	2	97	174	13	0	1	0						
	登美ヶ丘	15,956	669	722	鶴舞幼			鶴舞保	23	164	466	7		●		
平城西幼							学園前保	48	231	1			●	●		
2	0	0	2	71	395	8	0	2	1							
登美ヶ丘北	14,225	715	945	東登美ヶ丘幼			中登美保	63	213	609	9		●			
					奈良学園幼			110				●				
					登美ヶ丘カトリック幼			223				●				
1	2	0	1	396	213	9	2	1	0							
二名	21,401	1,055	1,261	登美ヶ丘幼			桜華保	22	144	412	6		●	●		
				青和幼				54								
				二名幼				44								
					奈良女子大附属幼			148								
3	1	0	1	268	144	6	0	1	1							
区域2	96,444	4,545	5,279	11	3	3	6	1,044	1,408	2,452	51	3	5	2	1	
3	伏見	31,636	1,687	1,607	伏見幼			西大寺保	102	124	1,170	35	●	●		
					あやめ池幼			あやめ池保	48	128		6		●		
					西大寺北幼			こだま保	49	115		23		●		
						奈良大学附属幼			198				●			
						西大寺幼			255				●			
		近畿大学附属幼			151			●								
	3	3	0	3	803	367	64	4	3	0						
	都跡	12,426	593	570	都跡幼			西の京さくら保	75	134	209	13				●
					1	0	0	1	75	134		13	0	0	1	
	京西	23,984	1,118	1,209	六条幼		京西保		80	168	792	14	●			
伏見南幼						伏見保		48	225	25						
2					1	2	1	291	501	12		●	●	●		
										51	2	1	1			
富雄	25,388	1,322	1,630	富雄北幼		富雄保		99	159	691	7	●				
				鳥見幼			そら保	54	111		10		●			
							とみお駅前保		127		9		●	●		
							西奈良ルーテル保		141		7		●			
2	0	1	3	153	538	33	1	3	1							
富雄南	24,730	1,173	1,330	(認)富雄南幼		学園南保		169	208	788	13	●				
				三碓幼			富雄東保	66	41		7		●			
					帝塚山幼			141				●				
				163			●									
2	2	1	1	539	249	20	3	1	0							
富雄第三	8,791	375	436	富雄第三幼				54		54		●				
1	0	0	0	54	0	0	1	0	0							
区域3	126,955	6,268	6,782	11	6	4	9	1,915	1,789	3,704	181	11	8	3	1	
4	都南	28,971	1,285	1,309	東市幼		都南保		14	85	576	1				
					辰市幼		高円保		30	121		4				
					明治幼		辰市保		55	147		7				
					帯解幼		帯解保		8	116		1				
					4	0	4	0	107	469		13	0	0	0	
区域4	28,971	1,285	1,309	4	0	4	0	107	469	576	13	0	0	0	0	
5	興東	2,275	49	55	大柳生幼				4		4					
					1	0	0	0	4	0	0	0	0	0		
	柳生	1,209	47	42			布目保			30	55					
							柳生保			25						
	0	0	2	0	0	55	0	0	0	0						
	田原	1,941	42	38	田原幼				4	0	4					
1					0	0	0	4		0		0	0			
月ヶ瀬	1,577	51	54			月ヶ瀬保			36	36						
				0	0	1	0	0	36			0	0	0		
都祁	6,003	198	278			(認)都祁保			134	134		●				
				0	0	1	0	0	134			0	1	0	0	
区域5	13,005	387	467	2	0	4	0	8	225	233	0	1	0	0	0	
5提供区域	365,444	16,885	18,331	35	17	19	26	4,308	6,122	10,430	357	24	23	9	4	

教育・保育提供区域の設定に係る基礎情報(9提供区域(案))

資料4 別紙②

※人口は平成25年5月1日時点、園数・園児数は平成25年度実績(平成26年4月現在で休廃園中の園は除く)

区域	中学校区	人口	0~5歳	6~11歳	幼稚園		保育所		幼稚園・保育所入園者数		保育所 未入所者数	幼保に関連する地域子ども・子育て支援事業			
					市立	国私立	市立	国私立	幼稚園	保育所		合計	預かり保育	延長保育	一時預かり
1	若草	21,481	683	767	佐保幼		若草保		62	82	683				
					鼓阪北幼			愛の園保	14	73		4			
						東大寺幼		佐保山保	119	278		5	●	●	●
						奈良育英幼			55			●			
					2	2	1	2	250	433		9	2	1	1
	三笠	39,095	1,848	1,776	大宮幼		三笠保		86	109	1,345	3	●		
					大安寺西幼		大宮保		71	213		15	●		
						いさがわ幼		こまどり保	118	150		21	●	●	
						親愛幼		佐保川保	125	189		5	●	●	
						奈良カトリック幼		新大宮駅前みどりの園保	110	79		4	●	●	●
2	4	2	3	605	740	48	6	3	1						
区域1	60,576	2,531	2,543	4	6	3	5	855	1,173	2,028	57	8	4	2	1
2	春日	25,115	1,202	1,222	済美幼		春日保		49	211	743	20			
					大安寺幼			奈良ルーテル保	58	100		2		●	
						愛染幼		すまいる保	87	97		8	●	●	
								あいづ保		141		15		●	●
					2	1	1	3	194	549		45	1	3	1
	飛鳥	14,378	667	729	飛鳥幼			極楽坊保	49	308	694	9		●	
						奈良教育大附属幼		みのり保	136	154				●	
								あけぼの会夜間保	47			1		●	●
					1	1	0	3	185	509		10	0	3	1
区域2	39,493	1,869	1,951	3	2	1	6	379	1,058	1,437	55	1	6	2	1
3	平城西	10,985	394	518	右京幼		右京保		25	211	387	6			
					神功幼		神功保		28	123		4			
					2	0	2	0	53	334		10	0	0	0
	平城東	15,640	657	779	朱雀幼		朱雀保		33	148	307	5			
					(認)左京幼				126				●		
					2	0	1	0	159	148		5	1	0	0
	平城	18,237	1,055	1,054	平城幼			みずほ保	97	40	271				
								あかね保		134		13		●	
					1	0	0	2	97	174		13	0	1	0
	区域3	44,862	2,106	2,351	5	0	3	2	309	656	965	28	1	1	0
4	登美ヶ丘	15,956	669	722	鶴舞幼			鶴舞保	23	164	466	7		●	
					平城西幼			学園前保	48	231		1		●	●
					2	0	0	2	71	395		8	0	2	1
	登美ヶ丘北	14,225	715	945	東登美ヶ丘保			中登美保	63	213	609	9		●	
						奈良学園幼			110				●		
					1	2	0	1	396	213		9	2	1	0
	二名	21,401	1,055	1,261	登美ヶ丘幼			桜華保	22	144	412	6		●	●
					青和幼				54						
					2	0	0	1	148						
	区域4	51,582	2,439	2,928	6	3	0	4	735	752	1,487	23	2	4	2
5	伏見	31,636	1,687	1,607	伏見幼			西大寺保	102	124	1,170	35	●	●	
					あやめ池幼			あやめ池保	48	128		6		●	
					西大寺北幼			こだま保	49	115		23		●	
						奈良大学附属幼			198				●		
						西大寺幼			255				●		
						近畿大学附属幼			151				●		
	3	3	0	3	803	367	64	4	3	0					
	都跡	12,426	593	570	都跡幼			西の京さくら保	75	134	209	13			●
					1	0	0	1	75	134		13	0	0	1
	京西	23,984	1,118	1,209	六条幼		京西保		80	168	792	14	●		
伏見南幼						伏見保		48	225	25					
2					1	2	1	291	501	51		2	1	1	
区域5	68,046	3,398	3,386	6	4	2	5	1,169	1,002	2,171	128	6	4	2	1
6	富雄	25,388	1,322	1,630	富雄北幼		富雄保		99	159	691	7	●		
					鳥見幼			そら保	54	111		10		●	
								とみお駅前保		127		9		●	●
								西奈良ルーテル保		141		7		●	
					2	0	1	3	153	538		33	1	3	1
	富雄南	24,730	1,173	1,330	(認)富雄南幼		学園南保		169	208	788	13	●		
					三碓幼		富雄東保		66	41		7		●	
						帝塚山幼			141				●		
	2	2	1	1	539	249	20	3	1	0					
	富雄第三	8,791	375	436	富雄第三幼				54		54		●		
1	0	0	0	54	0	0	1	0	0						
区域6	58,909	2,870	3,396	5	2	2	4	746	787	1,533	53	5	4	1	0
7	都南	28,971	1,285	1,309	東市幼		都南保		14	85	576	1			
					辰市幼		高円保		30	121		4			
					明治幼		辰市保		55	147		7			
					帯解幼		帯解保		8	116		1			
					4	0	4	0	107	469		13	0	0	0
8	興東	2,275	49	55	大柳生幼				4		4				
	1	0	0	0	4	0	0	0	0						
	柳生	1,209	47	42			布目保		30		55				
							柳生保		25						
	0	0	2	0	55		0	0	0	0					
月ヶ瀬	1,577	51	54			月ヶ瀬保		36		36					
0	0	1	0	36		0	0	0	0						
区域8	5,061	147	151	1	0	3	0	4	91	95	0	0	0	0	0
9	田原	1,941	42	38	田原幼				4	0	4				
	1	0	0	0	4		0	0	0						
	都祁	6,003	198	278			(認)都祁保		134		134		●		
0					0	1	0	134		0		1	0	0	
区域9	7,944	240	316	1	0	1	0	4	134	138	0	1	0	0	0
5提供区域	365,444	16,885	18,331	35	17	19	26	4,308	6,122	10,430	357	24	23	9	4

量の見込みの算出について

※本資料に記載のデータは検討用の数値であり、確定されたニーズ量ではありません

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成26年4月24日

1. 「量の見込み」について

(1) 「量の見込み」の算出について

■ 「量の見込み」の算出の趣旨

- 子ども・子育て支援法に基づき、「(仮称) 奈良市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなるが、その中には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の5か年の「量の見込み」及び「確保の内容」を記載しなければならない。
- 「量の見込み」については、国が示す基本指針及び算定の手引きに基づいて、ニーズ調査結果等を活用しつつ算定することとなっている。

■ 「量の見込み」の算出の根拠

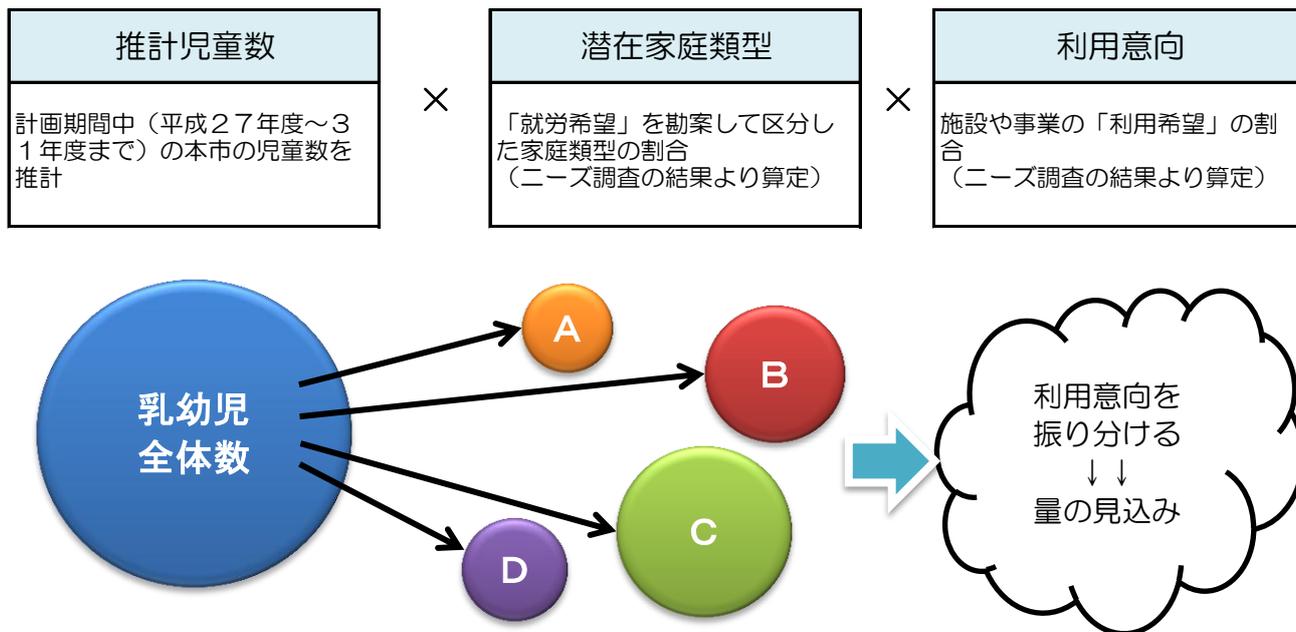
- 国からは、「量の見込み」の算定にあたっての考え方や算定方法が、全国一律の「参酌基準」(参考にするべき基準)として示されている。
 - ①「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」
→量の見込みを算定するための基本的な考え方
 - ②「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」
→量の見込みの具体的な算定方法

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象児童	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②(認定こども園及び保育所)	3～5歳
3	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ別)	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

2. 「国の手引き」による量の見込みの算出方法の概要

(1) 基本的なイメージ



(2) 3つのステップ

ステップ1	「潜在家庭類型」を分類・算出する
	<ul style="list-style-type: none"> • ニーズ調査の結果を基に、対象となる子どもの父母の有無及び就労状況により、潜在家庭類型8種類に分類する。 • 分類にあたっては、現在の就労状況に将来の就労意向を反映した「潜在家庭類型」によるものとし、各類型の実数及び割合を算出する。
ステップ2	各施設や事業の「利用意向」を算出する
	<ul style="list-style-type: none"> • 各事業に該当するニーズ調査の設問の回答状況より、「利用意向」を算出する。 • 基本的には、次の式により算出する。 （利用意向）＝（利用意向率）×（利用意向頻度） ※利用意向率…その事業を利用したい（している）と答えた割合 ※利用意向頻度…その事業を利用したい（している）と答えた頻度
ステップ3	「量の見込み」を算出する
	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的には、次の式により算出する（年齢ごとに算出し積み上げ）。 （見込み量）＝（推計児童数）×（潜在家庭類型の割合）×（利用意向） ※利用意向…ステップ2で算出した利用意向

(3) 潜在家庭類型について

■ 潜在家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム × フルタイム
タイプC	フルタイム × パートタイム※ ※就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部
タイプC'	フルタイム × パートタイム※ ※就労時間：下限時間～120時間の一部+下限時間未満
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム※ × パートタイム※ ※就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部
タイプE'	パートタイム※ × パートタイム※ ※就労時間：どちらかが下限時間～120時間の一部+下限時間未満
タイプF	無業 × 無業

■ 潜在家庭類型概念図

		母親		父親			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム 就労 4. 育休・介護休業 中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプD		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'		タイプE'		タイプD	
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		タイプD	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプD		タイプF	

3. 算出にあたっての本市の考え方

■国が示す「手引き」に基づき算定

- ・ 基本的に、「国の手引き」で示された方法（推計児童数×潜在家庭類型×利用意向）に基づいて算定する。
- ・ 国の手引きに記載がない事業については、「国の基本指針」を参考に算定する。

■就学後の保護者に対するニーズ調査の結果を活用

- ・ 国が示していたニーズ調査イメージでは、就学後の保護者に対するニーズ調査については、その実施が任意であったため、国の算定の手引きでは、放課後児童クラブのような小学生対象の事業についても、就学前調査の結果のみで算定するようになっている。
- ・ 実情を反映させるため、就学後の保護者に対する調査結果も活用することとする。

■必要に応じて本市の実情や考え方を加味

- ・ 国の子ども・子育て会議において、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題として、「実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向がある」という事項が挙げられていた。
- ・ 今回も同様の現象が想定されていることから、国の手引きに基づいて算定する場合は、できる限り正確なニーズを把握するためにも、必要に応じて個別に工夫を行うものとする、



【想定される工夫の方法】

- 利用意向率や頻度の精査、手引きの算定結果に一定の係数をかける 等

（参考）就労時間の下限時間について

- ・ 平成27年度以降の保育認定にあたっては、一時預かり事業で対応が可能な短時間就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど全ての就労形態に対応していくことが基本とされている。
- ・ 現在は就労時間に関する全国統一の規定はないが、地域ごとに就労の実情は多様であり、市町村の運用にも幅があることから、新制度における保育認定（保育短時間認定）にあたっての就労時間の下限については、1ヶ月あたり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることとなる。
- ・ 奈良市では、「1日6時間以上、週4日以上」つまり「月96時間」と設定している。本市のような市町村が、新制度への切替時に下限時間をすぐに変更してしまうと、「新たに保育所利用の対象となった」「保育所利用の対象から外れてしまった」利用者が多数発生する恐れがあり、制度変更による不利益が生じる可能性がある。
- ・ 自治体側から見ても、この下限時間は事業計画における「量の見込み」の算定に直結することとなる。よって、国の方針では、現行の就労時間の下限を「1ヶ月あたり48時間～64時間」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮して、最大で10年間の経過措置期間を設けることが可能とされている。



【対応の方向性】

- ⇒ 就労時間の下限について、最大10年間の経過措置をどう活用するかについては、当部会の所管外であるが、いずれにせよ月96時間のままで継続することはできないことから、「量の見込み」の算定にあたっては、平成27～31年度の間での下限時間の変更に対応できるよう、便宜的に「64時間」で算定してはどうか（計画期間の中間年等での量の見込みの見直しは可能とされている）。

4. 本市の潜在家庭類型

(1) 0歳、1・2歳の潜在家庭類型

タイプ	父母の状況	割合 0歳	割合 1・2歳	認定号数
タイプC'	フルタイム × パートタイム	5.9%	3.8%	在宅
タイプD	専業主婦（夫）	46.9%	48.5%	
タイプE'	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.0%	
タイプF	無業 × 無業	0.9%	0.7%	
タイプA	ひとり親家庭	2.2%	6.2%	3号 認定
タイプB	フルタイム × フルタイム	32.8%	30.7%	
タイプC	フルタイム × パートタイム	11.3%	10.0%	
タイプE	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.0%	

(2) 3～5歳の潜在家庭類型

タイプ	父母の状況	割合 3～5歳	認定号数
タイプC'	フルタイム × パートタイム	7.9%	1号 認定
タイプD	専業主婦（夫）	46.1%	
タイプE'	パートタイム × パートタイム	0.1%	
タイプF	無業 × 無業	0.5%	
タイプA	ひとり親家庭	6.9%	2号 認定
タイプB	フルタイム × フルタイム	23.9%	
タイプC	フルタイム × パートタイム	14.5%	
タイプE	パートタイム × パートタイム	0.0%	

(3) 小学生の潜在家庭類型

タイプ	父母の状況	割合 低学年	割合 高学年	放課後
タイプC'	フルタイム × パートタイム	9.9%	12.0%	在宅等
タイプD	専業主婦（夫）	37.5%	26.6%	
タイプE'	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.0%	
タイプF	無業 × 無業	0.5%	0.6%	
タイプA	ひとり親家庭	9.7%	9.7%	放課後
タイプB	フルタイム × フルタイム	21.5%	21.3%	
タイプC	フルタイム × パートタイム	21.0%	29.6%	
タイプE	パートタイム × パートタイム	0.0%	0.2%	

5. 利用意向①（教育標準時間（1号）認定）

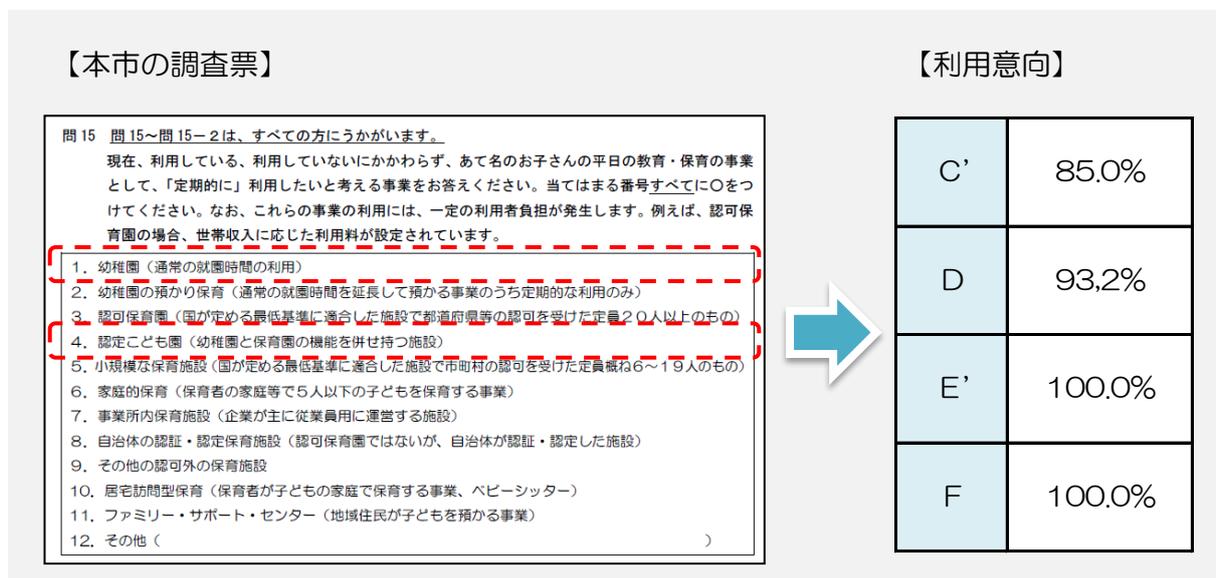
（1）使用するデータ

①対象年齢…3歳以上～就学前

②対象潜在家庭類型…C'+D+E'+F

③利用意向率

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「認定こども園」の定期的な利用を希望する人の割合



（2）量の見込みの算定

①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

■教育標準時間認定（1号認定）の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
1号	3歳	50.3%	50.4%	4,322	4,169	4,106	4,063	4,031	3,983
	4歳								
	5歳								

（※実績値は、25年5月1日時点の国立・市立・私立幼稚園の園児数）

5. 利用意向②（保育認定（2号：幼稚園））

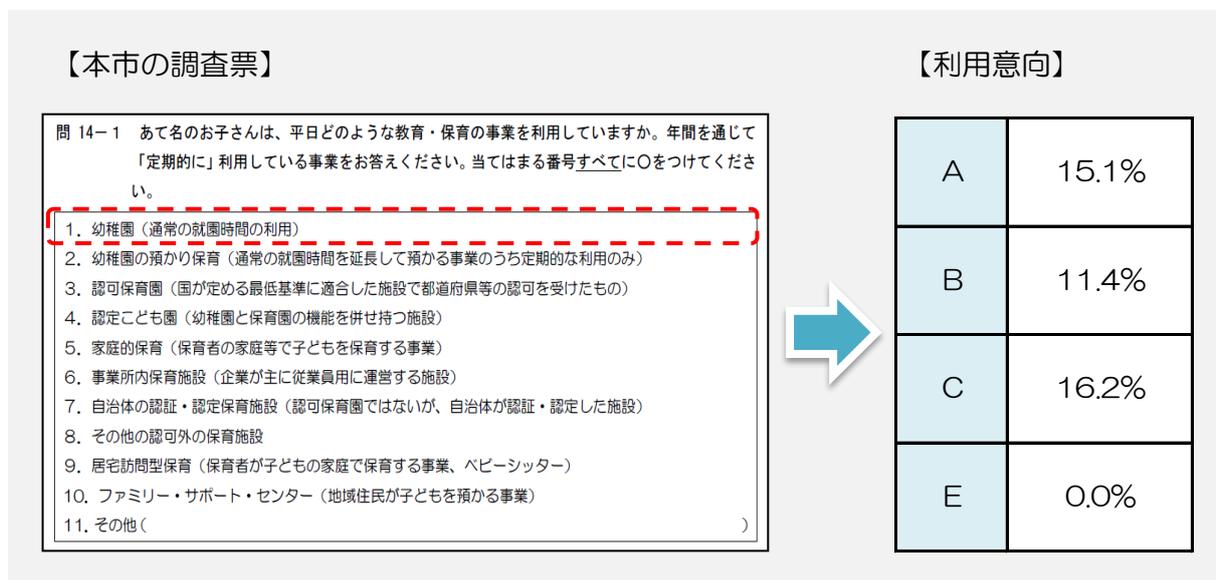
（1）使用するデータ

①対象年齢…3歳以上～就学前

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向率

保育の必要性のある人うち、現在「幼稚園（通常の就園時間の利用）」を定期的に利用している人の割合



（2）量の見込みの算定

①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

■保育認定（2号認定のうち幼稚園利用）の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
2号	3歳	6.1%	—	—	506	498	493	489	483
	4歳								
	5歳								

5. 利用意向②（保育認定（2号：認定こども園・保育所））

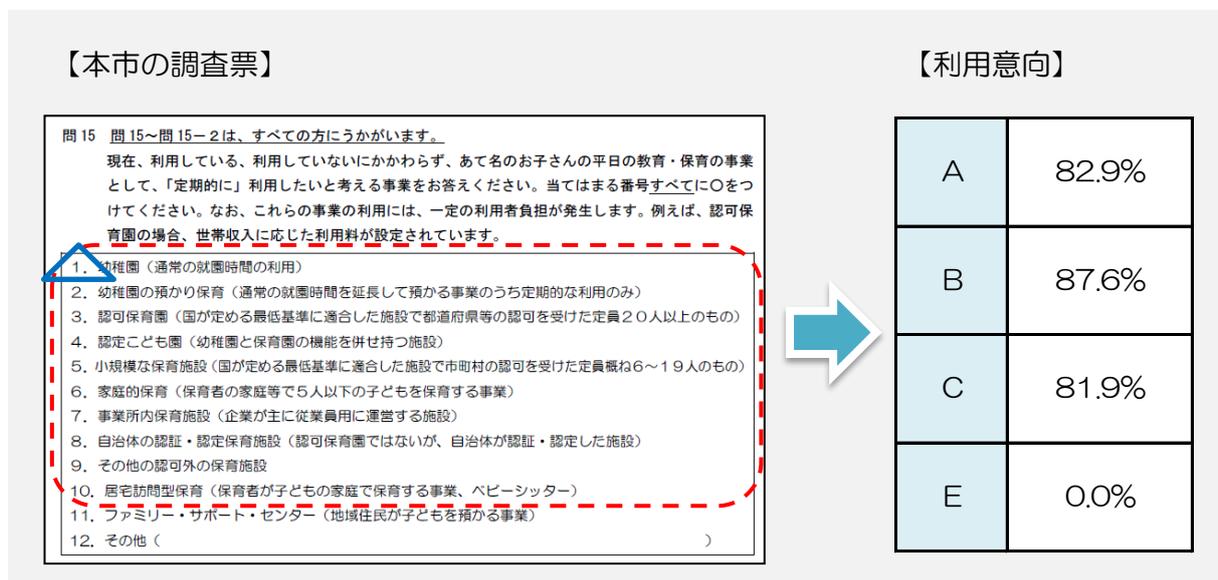
（1）使用するデータ

①対象年齢…3歳以上～就学前

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向率

教育・保育施設の定期的な利用を希望する人の割合から、幼稚園を希望すると考えられる人の割合（前ページの割合）を控除した割合



（2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
 ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

■保育認定（2号認定のうち認定こども園・保育所利用）の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
2号	3歳	38.6%	39.2%	3,363	3,193	3,145	3,112	3,087	3,051
	4歳								
	5歳								

（※実績値は、利用の年間ピーク月である26年3月1日時点の市立・私立保育所の園児数）

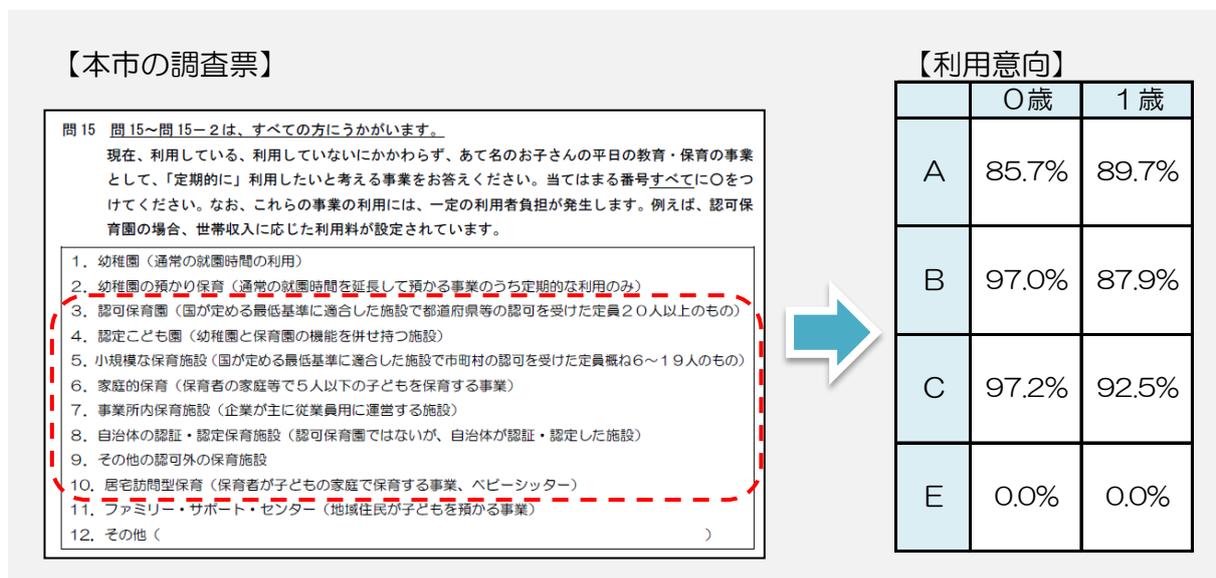
（3）検討のポイント

- 利用意向①～③（3～5歳児の教育・保育施設の利用）の充足率を合計しても95%で100%に到達しない。新制度では「3歳以上の全ての子どもに教育・保育を保障する」旨が謳われていることから、残りの5%を上乗せしなくてよいのか。

5. 利用意向③（保育認定（3号））

（1）使用するデータ

- ①対象年齢…0歳、1・2歳
- ②対象潜在家庭類型…A+B+C+E
- ③利用意向率
保育施設の定期的な利用を希望する人の割合



（2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

■保育認定（3号認定）の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
3号	0歳	44.6%	25.1%	717	1,145	1,127	1,109	1,096	1,074
	1歳	41.8%	37.2%	2,024	2,230	2,207	2,176	2,142	2,112
	2歳								

（※実績値は、利用の年間ピーク月である26年3月1日時点の市立・私立保育所の園児数）

（3）検討のポイント

- ①0歳児の充足率については、0歳児時点ではなく「将来的な利用ニーズ」も含まれていることから、25年度実績と比較すると著しく高くなる。現状を考慮するならば育児休業取得者の割合に相当する量を控除する必要があるのではないかと。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないかと。

5. 利用意向④（時間外保育事業）

（1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～就学前

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向率

保育施設の定期的な利用を希望しており、かつ、現在利用している施設の利用終了希望時刻が「18時以降」と記載している人の割合

【本市の調査票】

問 14-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、（ ）内に具体的な数字でご記入ください。時間は、必ず（例）9時～18時のように24時間制でご記入ください。

（1）現在

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（（ ）時～（ ）時）

（2）希望（現在の利用時間と同じ場合でもご記入ください）

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（（ ）時～（ ）時）

【利用意向】

A	B	C	E
34.9%	42.4%	17.8%	0.0%



（2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

■時間外保育事業の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象年齢	充足率	24年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	実人数					
時間外保育	0歳から5歳	16.0%	10.4%	1,762	2,595	2,561	2,529	2,500	2,466

（3）検討のポイント

- ①18時程度の回答では、本市の延長保育の時間帯にあたらないため、延長保育のみのニーズにふさわしくないのではないか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

5. 利用意向⑤（放課後児童健全育成事業）

（1）使用するデータ

- ①対象年齢…小学校低学年、高学年
- ②対象潜在家庭類型…A+B+C+E
- ③利用意向率
放課後の時間に過ごさせたい場所でバンビーホームと回答している割合

【本市の調査票】		【利用意向】	
<p>問 15 問 15～問 16 は、すべての方にうかがいます。あて名のお子さんが設問の学年に当てはまらない場合も「希望」としてご記入ください。</p> <p>あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する1週当たりの日数を数字でご記入ください。また、「バンビーホーム」の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。</p>			
<p>1. 自宅 週（ ）日くらい</p> <p>2. 祖父母宅や友人・知人宅 週（ ）日くらい</p> <p>3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 週（ ）日くらい</p> <p>4. 児童館 ※1 週（ ）日くらい</p> <p>5. 放課後子ども教室 ※2 週（ ）日くらい</p> <p>6. バンビーホーム（放課後児童クラブ） 週（ ）日くらい → 下校時から（ ）時まで</p> <p>7. ファミリー・サポート・センター 週（ ）日くらい</p> <p>8. その他（公民館、公園など） 週（ ）日くらい</p>			
A	57.4%	32.0%	
B	65.5%	41.8%	
C	46.2%	23.2%	
E	0.0%	0.0%	

（2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

■放課後児童健全育成事業の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象年齢	24年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		人数					
放課後	低学年	2,032	2,527	2,525	2,465	2,444	2,407
	高学年	704	1,600	1,563	1,572	1,550	1,548

（※実績は5月、ピークは8月で低学年：2,326人、高学年：911人の利用）

（3）検討のポイント

- ①国の手引きでは、週1～2回程度の利用希望も含まれているが、利用実績との差を考慮するのであれば、その割合を控除することも有効ではないか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、就学前の保育ニーズの急激な高まりが今後、放課後児童にも波及してくることと、さらには社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

5. 利用意向⑥（子育て短期支援事業）

（1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～就学前（事業自体は18歳未満まで対象）

②対象潜在家庭類型…全ての家庭類型

③利用意向（割合×日数）

保護者が泊りがけで子どもを家族以外の人にみてもらわなければならない場合の対処として、「ショートステイを利用した」「子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合とその平均利用日数

【本市の調査票】

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを「泊りがけ」で家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対応として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も（ ）内に数字でご記入ください。

	1年間の対応	日数
1. あった	1 (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった -----▶【問 25-1へ】	() 泊
	2 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	() 泊
	3 2以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	() 泊
	4 仕方なく子どもを同行させた	() 泊
	5 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	() 泊
	6 その他 ()	() 泊
2. なかった		

【利用意向率】

A	B	C	C'	D	E	E'	F
0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%

【平均利用日数】

利用者
3日

（2）量の見込みの算定

①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

■子育て短期支援事業の量の見込み（案、0～5歳：手引き結果）

事業	対象年齢	充足率	平成24年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人日					
短期	低学年	0.8%	1.1%	195	128	126	124	123	121

5. 利用意向⑦（地域子育て支援拠点事業）

（1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～2歳

②対象潜在家庭類型…全ての家庭類型

③利用意向（割合×日数）

- ・割合：当該事業を「利用している」と回答した人と「今後利用したい」と回答した人の割合
- ・日数：当該事業を「利用している」と回答した人と「今後利用したい」、「今後利用日数を増やしたい」と回答した人の1か月あたりの平均利用回数

【本市の調査票】

問19 あて名のおさんは、現在、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」、「子育てスポット」を利用していますか。次の中から、利用しているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

- 地域子育て支援センター
1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度
- つどいの広場
1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度
- 子育てスポット
1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度
- 利用していない

問20 問18のような地域の子育て支援のための事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

- 利用していないが、今後利用したい
1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度
- すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1週当たり 更に（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり 更に（ ）回程度
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない



【利用意向率】

A	B	C	C'	D	E	E'	F
54.1%	57.8%	65.9%	85.0%	85.3%	0.0%	0.0%	100%

【1か月あたり平均利用日数】

A	B	C	C'	D	E	E'	F
3.2	4.5	6.3	5.3	7.0	0.0	0.0	10.3

(2) 量の見込みの算定

- ①「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ②「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人回/月)」

■地域子育て支援拠点事業の量の見込み(案：手引き結果)

事業	対象年齢	24年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数/月					
拠点	0～2歳	10,019	35,301	34,886	34,377	33,880	33,335

(※24年度実績は、センター・広場・スポットの年間親子利用者数を1か月あたりに換算したもの)

(3) 検討のポイント

- ①国の手引きでは全ての家庭類型が対象とされているが、家庭類型A・B・Cについては、保育認定(3号認定)を受けることが可能であることと、この事業は親子がともに利用する事業であることから、保育施設を定期的に利用している人の割合は控除すべきではないか。
つまり、家庭類型A・B・Cについては、「利用していないが今後利用したい」と回答した人に関するニーズ量は合計に含めないこととしてはどうか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

5. 利用意向⑧（一時預かり事業）

【I. 幼稚園における在園児を対象とした1号認定の預かり保育】

(1) 使用するデータ

①対象年齢…3歳～就学前

②対象潜在家庭類型…C'+D+E'+F

③利用意向（割合×日数）

- ・割合：「利用意向①（1号認定）のうち、一時預かり事業等を利用する必要があると回答した人の割合」と「現在幼稚園を利用かつ、一時預かり事業等を利用していると回答した人の割合」を掛け合わせたもの
- ・日数：一時預かり事業等を利用する必要があると回答した人の平均利用日数

【本市の調査票】

問24 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で、問23のような事業を希望としては年間何日くらい利用したいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を（ ）内に数字でご記入ください）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計()日
【問24-1へ】 1 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等、リフレッシュ目的）	()日
2 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等	()日
3 不特定の就労	()日
4 その他()	()日
2. 利用する必要はない	---▶ 【問25へ】

【平均日数】

C'	38.4日
D	29.5日
E'	0日
F	0日

【利用意向率ア】

C'	36.7%
D	45.0%
E'	100%
F	0.0%

問23 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間のおおよその利用日数も（ ）内に数字でご記入ください。

利用している事業	日数（年間）
1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育園などで一時的に子どもを保育する事業）	()日
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	()日
3. ファミリーサポートセンター（地域住民が子どもを預かる事業）	()日
4. 夜間看護等事業：トワイライトステイ（児童看護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業）	()日
5. ベビーシッター	()日
6. その他()	()日
7. 利用していない	

【利用意向率イ】

C'	100%
D	99.1%
E'	100%
F	0.0%

【Ⅱ. 幼稚園における在園児を対象とした2号認定の預かり保育】

(1) 使用するデータ

- ①対象年齢…3歳～就学前
- ②対象潜在家庭類型…A+B+C+E
- ③利用意向（割合×日数）
 - ・割合：利用意向の割合は100%
（2号認定：就労家庭）が幼稚園を利用する＝必ず預かり保育を利用すると想定されるため）
 - ・日数：2号認定のうち幼稚園利用を希望すると回答した人の就労日数

【平均日数】

A	234日
B	248日
C	249日
E	0日

(2) 量の見込みの算定

【Ⅰ及びⅡともに共通】

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」

【Ⅲ. 預かり保育以外のその他一時預かり事業】

(1) 使用するデータ

- ①対象年齢…0歳～就学前
- ②対象潜在家庭類型…全ての家庭類型
- ③利用意向（割合×日数）
 - ・割合：一時預かり事業等を利用する必要があると回答している人の割合
 - ・日数：上記回答者の平均利用日数

【本市の調査票】

問 24 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、問 23 のような事業を希望としては年間何日くらい利用したいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を（ ）内に数字でご記入ください。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計	()日
【問 24-1 へ】	1 私用（買物）、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の深い事等、リフレッシュ目的	()日
	2 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等	()日
	3 不定期の就労	()日
	4 その他（ ）	()日
2. 利用する必要はない	----▶ 【問 25 へ】	

【利用意向率及び平均利用日数】

項目	A	B	C	C'	D	E	E'	F
利用意向率	46.7%	54.2%	60.0%	70.6%	62.4%	0.0%	100%	66.7%
平均利用日数	20.8	15.6	23.7	40.0	32.0	0.0	50.0	0.0

(2) 量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」から、「I. で算出したニーズ量」及び「ベビーシッター」「その他」の利用日数を控除して、「量の見込み（人日：年間延べ数）」を算出

■一時預かり事業全体の量の見込み（案：手引き結果）

事業	平成24年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延べ利用者数					
幼稚園 1号	・保育所の一時的預かり →9,610（8園）	59,478	58,580	57,970	57,503	56,828
幼稚園 2号	・公立幼稚園の預かり保育 →1,657（3園で4か月 程度）	124,523	122,644	121,366	120,389	118,975
その他	・その他、私立幼稚園の預かり 保育、ファミリー・サポ ート・センターの利用も有	196,847	194,290	191,748	189,426	186,678

（※現在の提供体制は、保育所9園、公立幼稚園6園、私立幼稚園15園等で実施）

（3）検討のポイント

- ①【Ⅲ. その他一時預かり事業】について、国の手引きでは全ての家庭類型が対象とされているが、家庭類型A・B・C・Eについては、保育認定を受けることが可能であり、保育施設と一時預かり事業を同時に利用する可能性は極めて少ないことから、保育認定の対象となる人の割合を控除するべきではないか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

5. 利用意向⑨（病児・病後児保育事業）

（1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～就学前（制度上は10歳未満まで）

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向（割合×日数）

- ・割合：「父親または母親が休んだ」人のうち、「できれば当該事業を利用したかった」と回答した人の割合と「病児・病後児保育」「ファミリー・サポート・センター」「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合
- ・日数：上記回答に記載された日数の合計を、上記項目のいずれかに回答した人数の合計で割った数

【本市の調査票】

問 17-2 問 17-1で「1. 父親が休んだ」、「2. 母親が休んだ」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。

その際、「できれば病児・病後児を預かってくれる保育施設等を利用したい」と思いましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても（ ）内に数字でご記入ください。なお、病児・病後児のための保育施設等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば利用したかった → () 日 ---▶【問 17-3へ】

2. 利用したいとは思わなかった → 【問 17-4へ】

【利用意向率】

A	21.8%
B	30.5%
C	18.4%
E	0.0%

問 17-1 あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間の対応として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も（ ）内に数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。）。

1年間の対応	日数
1. 父親が休んだ	() 日
2. 母親が休んだ	() 日
3. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	() 日
4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	() 日
5. 病児・病後児の保育を利用した	() 日
6. ベビーシッターを利用した	() 日
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	() 日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	() 日
9. その他()	() 日

【利用意向日数】

A	6.1日
B	6.7日
C	4.6日
E	0日

（2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」

■病児・病後児保育事業の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象年齢	24年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数/年					
病児	0～5歳	病児：231 病後児：195	12,186	12,022	11,872	11,739	11,577

（※24年度は2か所。25年度より4か所で実施）

（3）検討のポイント

○上記の実績値と見込み量の表からもわかるように、実情と大きく乖離している。潜在的なニーズを拾うことは当然重要であるが、ニーズ調査の結果では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」という回答が60%以上あることも勘案すると、実際の利用を想定したニーズを反映していないのではないか。

よって、一定の係数を乗じて補正する、もしくは実績値から推計する等の修正が必要ではないか。

5. 利用意向⑩（就学後のファミリー・サポート・センター事業）

（1）使用するデータ

①対象年齢…就学児

②対象潜在家庭類型…全ての家庭類型

③利用意向（割合×日数）

- ・割合：放課後の時間に過ごさせたい場所で「ファミリー・サポート・センター」と回答している割合
- ・日数：上記回答に記載された利用日数の平均

【本市の調査票】

問 15 問 15～問 16 は、すべての方にかがいます。あて名のお子さんが設問の学年に当てはまらない場合も「希望」としてご記入ください。

あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する1週当たりの日数を数字でご記入ください。また、「バンビーホーム」の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

1. 自宅	週（ ）日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらい
4. 児童館 ※1	週（ ）日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週（ ）日くらい
6. バンビーホーム（放課後児童クラブ）	週（ ）日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週（ ）日くらい （ ）時から（ ）時まで
8. その他（公民館、公園など）	週（ ）日くらい

【低学年の利用意向率及び平均利用日数】

項目	A	B	C	C'	D	E	E'	F
利用意向率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%
平均利用日数	0日	0日	0日	0日	1.5日	0日	0日	0日

【高学年の利用意向率及び平均利用日数】

項目	A	B	C	C'	D	E	E'	F
利用意向率	1.9%	0.4%	1.5%	0.9%	1.2%	100%	0.0%	0.0%
平均利用日数	2.0日	1.0日	1.0日	2.0日	2.8日	1.0日	0日	0日

（2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児）の量の見込み（案：手引き結果）

事業	対象 年齢	24年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数/年					
ファミサポ	低学年	※年齢別 データ無	47	47	46	45	45
	高学年		192	188	189	186	186

（※就学前児童の利用は、一時預かり事業の算定に含まれている）

5. 利用意向⑪（利用者支援事業）

（1）使用するデータ

※手引きに当該事業が記載されているものの、細かい条件設定は定められていないが、「実施箇所数」で設定することとされている。

（2）量の見込みの算定（案）

当該事業に対する本市の計画は検討中であるが、事業の構成として地域の子育て支援拠点等の子育て中の親子に身近な場所を実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態とで構成されていることから、「市役所での実施（1か所）＋地域での実施」として算定してはどうか。

■利用者支援事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援	0～5歳	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

6. 国の手引きに記載のない事業について

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

【国の基本指針の内容】

- ・出生数等を勘案して設定。

【本市の算定方法（案）】

→便宜的に0歳児の推計児童数を記載してはどうか。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	24年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		訪問率	人数					
訪問	0歳	98.1%	2,652	2,564	2,525	2,484	2,455	2,405

(※24年度の対象者は2,703人、27年度以降は訪問率100%として算定)

(2) 養育支援訪問事業

【国の基本指針の内容】

- ・（略）要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して設定。

【本市の算定方法（案）】

→

■養育支援訪問事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	24年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		訪問率	件数					
養育	0歳	3.5%	93	102	101	99	98	96

(※訪問率は乳児家庭全戸訪問事業の人数との比率。27年度以降は0歳児推計児童数×4%で算定)

(3) 妊婦健康診査事業

【国の基本指針の内容】

- ・（略）厚生労働大臣が定める望ましい基準及び妊娠の届出件数を勘案して設定。

【本市の算定方法（案）】

→妊娠届出者が望ましい回数（14回）受診することを目標として、便宜的に0歳児の推計児童数に14回を乗じてはどうか。

■妊婦健康診査事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	24年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		届出数	交付数					
訪問	0歳	2777	2,776	35,896	35,350	34,776	34,370	33,670

(※0歳児推計児童数×14回で「延べ受診回数」として算定)